

東海第二発電所 新規制基準への適合に係わる工事計画変更（要目表及び添付書類）
申請書の扱いの対応方針について

1. はじめに

- 東海第二発電所 新規制基準への適合に係る工事計画（平成30年10月18日認可。以下「SA工事計画」という。）について、現場での施工の観点や確認を踏まえて詳細設計を行った結果、要目表や添付書類の一部に変更の必要が生じている。
- 上記のうち、要目表や基本設計方針等（以下「設工認本文」という。）については、法令^{*1}に基づき、変更認可申請を行い、変更認可を受けた後、当該箇所の適合性を確認する検査を実施する予定にしている。
- 一方、設工認本文の変更が無く、添付書類（説明書、耐震計算書、強度計算書、図面等）を変更する場合は、法令上、変更認可申請等の変更続きに該当しないことから、今後変更が必要となった場合は、事業者で設工認本文への影響及び基準適合性への影響を確認し、事業者管理の基で添付書類の変更管理を行う。
- 設工認本文への影響及び基準適合性への影響の確認方法等の変更管理方法について示す。

2. 添付書類の変更管理方法及び対応について

- 添付書類の変更が確認された時点で、変更認可申請が必要となる設工認本文の変更及び影響を確認する。
- 設工認本文の変更及び影響の有無は、許可を受けた原子炉設置変更許可申請書の設計方針及び設備仕様との整合性（基本設計方針への影響。資料1（1））及び技術基準適合性への影響の有無を確認して判断する。
- 技術基準適合性への影響の判断方法及び対応を以下に示す。
 - （1）技術基準適合性への影響がある場合
 - ・SA工事計画で記載している評価方法から変更となる場合が該当する。
 - ・本項に該当する場合は、面談等でSA工事計画（設工認への影響）を説明する。
 - （2）技術基準適合性への影響が無い場合
 - ・（1）に該当しない場合が該当しない場合が該当する。主な条件等を以下に示す。
 - ・本項に該当する場合は、CR管理（不適合）により対策（添付書類の変更）を実施する。^{*2}
<条件等>
 - 本文に関わらない仕様（配管ルート、構造、材料、寸法等）の変更によっても、評価結果の裕度が変わらない、または裕度が増す場合（資料1（2）②-1）
 - 仕様の変更による添付図面の修正（資料1（2）②-2）
 - 設備、機器名称の修正（資料1（2）②-3）

※1：炉規法第43条の3の9第2項該当事項

※2：（2）に該当すると判断した内容についても、適合性を確認する検査を実施する前までに、技術基準適合性の判断をした資料（資料1参照）を提出する。

なお、提出した資料の判断内容等に確認が必要な場合には、申請・審査要否等を面談等で説明する。
また、使用前検査実施にあたっては、（2）に該当する内容を検査対応の観点で面談等により説明する。

資料1 東海第二発電所 新規制基準適合に係る工事計画 添付書類変更に係る技術基準適合性への判断整理表（例）

以上

東海第二発電所 新規制基準適合に係る工事計画 添付書類変更に係る技術基準適合性への判断整理表(例)

※1:判断理由・手続き要否の関係

- (1)許可整合:A又はB-1又はB-2が「有り」…「変更認可申請/届出」又は「面談等で説明」
- (1)許可整合:A又はB-1又はB-2が「無し」、技術基準適合性:①「有り」…「面談等で説明」
- (1)許可整合:A又はB-1又はB-2が「無し」、②-1~3のいずれかが「No」又は②-4に該当…「面談等で説明」
- (1)許可整合:A又はB-1又はB-2が「無し」、技術基準適合性:①「無し」、②-1~3のいずれかが「Yes」…「CR管理(不適合)」

※2:添付書類の変更箇所は変更前後が明確になるようにし、CR管理(不適合)には、変更する当該ページの変更前後比較表又はハッチング等で明示した資料を添付する。

No.	件名	添付書類	変更内容	(1)許可整合(基本設計方針への影響)			(2)技術基準適合性への影響					判断理由 (SA工事計画との評価の比較等)	手続き ※1参照	変更理由	備考	CR管理(不適合)※2		
				A 設置許可及び 設工認本文への 記載有無	Aが“有”の場合 (該当しない場合“-”を選択)		① SA工事計画で 記載している 評価方法から の変更有無	①が“無”の場合、以下の該当事項を選択 (該当しない場合“-”を選択)			②-1~②-3が“-”の場合 (該当しない場合“-”を選択)					判断理由 (SA工事計画との評価の比較等)	発生日	変更日 (対策日)
					B-1 設備仕様への 影響有無	B-2 設計方針への 影響有無		②-1 本文に関わら ない仕様の変 更によっても、 評価結果の裕 度が変わらな い、または裕 度が増す	②-2 仕様の変更に よる添付図面 の修正	②-3 設備、機器名称 の修正								
1	ペDESTALサンプリング下部構造の見直し及び排水時間の変更	V-1-8-1 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書 別添2 コリウムシールド及びペDESTAL配水系の設計	・圧力損失及び排水時間評価結果を修正 ・排水時間は変更前:約2.6時間から変更後:約2.65時間となるが、規定時間内(2.7時間)に排水可能	無	-	-	無	No	-	-	-	・規定時間内に排水可能 ・排水時間が若干長くなり、規定時間との余裕が減少	面談等で説明	・配管ルートの変更				
2	主排気筒フランジプレート材質の変更	V-2-2-15-1 主排気筒の耐震性についての計算書	・フランジプレートを建設省告示に設計基準強度が規定された材料に変更	無	-	-	無	Yes	-	-	-	・フランジプレートは設計基準強度を高めたものに変更するため、設計裕度は増加	CR管理(不適合)	・建設省告示の誤認				
3	残留熱除去海水系主配管材料の記載誤り	V-6 第4-6-1-2図 原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(残留熱除去系海水系)に係る主配管の配置を明示した図面(3/5)	・配管材料の要目表との整合	無	-	-	無	-	Yes	-	-	・添付図面のみの変更	CR管理(不適合)	・エビデンス資料の記載を誤認				
4	非常用ガス処理系主配管材料の記載誤り	V-6 第8-3-5-2-2図 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子炉建屋ガス処理系・非常用ガス処理系)に係る主配管の配置を明示した図面(2/2)	・配管材料の要目表との整合	無	-	-	無	-	Yes	-	-	・添付図面のみの変更	CR管理(不適合)	・エビデンス資料の記載を誤認				
5	フィルタ装置入口水素濃度サンプリング装置のうちサンプルガス冷却装置削除	・V-1-1-4-3-40 設定根拠に関する説明書(緊急用海水系・緊急用水ポンプ) ・V-6 第4-6-1-6図, 第4-6-1-7図 原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(残留熱除去系海水系)の系統図(1/4), (2/4) ・V-6 第4-6-2-14図~第4-6-2-17図 原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(緊急用海水系)の系統図(1/6)~(4/6)	・海水系を使用した冷却器による冷却から、装置設置エリア空間への放熱による自然冷却化に仕様変更 ・サンプリング冷却装置の削除により、緊急用海水ポンプの負荷は減少	無	-	-	無	Yes	-	-	-	・自然冷却によりサンプリング装置の要求温度(40℃)に降温可能であり、設計要件を満足	CR管理(不適合)	・装置運用手順変更時の情報共有不足				